

税の申告は お早めに！

市県民税・所得税の申告受け付け開始

相談会場

市民ふれあいセンター2階・第3会議室、
野栄総合支所2階・会議室
(どちらの会場でも相談できます)

今年の日曜申告相談日は、
2月19日と3月5日の2日間です。

提出期限は

3月15日(水)まで
(土曜・日曜は閉庁)



市県民税の申告

申告が必要な方

次の要件に当てはまる方は、市県民税の申告が必要です。また、平成17年度に市県民税の申告をされた方には1月27日(金)に市県民税申告書を郵送します。なお、それ以外の方で市県民税申告書の必要な方は税務課までご連絡ください。

● 平成18年1月1日現在、旧八日市場市・旧野栄町の住民で、平成17年中に所得のあった方

● 給与所得者の場合は通常申告する必要はありませんが、次に当てはまる方は申告が必要です。

①勤務先から匝瑳市(旧八日市場市、旧野栄町)へ給与支払報告書が提出されていない方
②給与所得のほかに、事業所得など給与所得以外の所得があった方

※給与所得以外の所得が20万円以下の方は、確定申告の必要はありませんが、市県民税の申告は必要です。

申告をしなくてもよい方

● 給与所得だけの方で、勤務先から給与支払報告書が匝瑳市(旧八日市場市、旧野栄町)へ提出されている方

● 平成17年分所得税の確定申

告書を提出した方、または提出する方

無収入でも申告を！

平成17年中に高齢や無職等により所得が無かった方、扶養されていた方、学生などは申告書の裏面に記載のうえ提出をお願いします。(国民健康保険税の軽減適用や非課税証明などの基礎資料になります。)

所得税の確定申告

確定申告が必要な方

● 事業所得や不動産所得などがあり、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方

● 給与収入額が2千万円を超える方、または給与を2か所以上から受けている方

● 給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

● 土地や建物などを売った譲渡所得がある方

還付申告をされる方

給与所得者や年金所得者などで源泉徴収された所得税について、住宅ローン控除や医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合には2月16日以前でも提出できます。

● 申告書は国税庁ホームページの「所得税の確定申告書等作

成コーナー」から簡単に作成することが出来ます。アドレスは、

「<http://www.nta.go.jp>」

● 郵送による提出もできます。

記入の済んだ確定申告書は「提出用」と添付書類を確認して銚子税務署へ郵送してください。なお、申告したことを証する「控え」が必要な方は次のものを同封してください。（後日

税務署から收受印が押された「控え」が返送されます。）①申告書「提出用」②申告書「控え」③切手を貼った返信用封筒（郵便番号、住所、氏名を記入したもの）を同封してください。
提出先：〒288-8666 銚子市栄町2-1-1 銚子税務署
☎0479-22-1571

申告相談時のお願い

申告書は、ご自分で正しく作成していただく「自書申告」で、早めの提出をお願いしています。つきましては、相談会場で申告書作成のアドバイスをいたしますので、相談を希望される方は次の書類等を持ってお越しください。

● 印鑑

● 平成17年中の所得を証明する書類（源泉徴収票など）、事業所得や不動産所得などがある方は、売上、仕入、経費などを集計した帳簿など

● 国民健康保険税、介護保険

料、医療費を控除する場合は領収書
● 生命保険料控除、損害保険料控除は「控除証明書」

● 国民年金保険料を控除する場合は、保険料を支払ったことを証明する書類の添付（税法改正により平成17年分の申告から証明書または領収書の添付が義務付けられました。）

消費税の申告(個人事業者)

平成15年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えた方は、平成17年分の「課税事業者」となります。また、この基準期間の課税売上高が5,000万円以下の方で、平成17年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を銚子税務署に提出された方は「簡易課税制度」による、みなし仕入れ率の適用で申告することが出来ます。なお、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していない方は、「一般課税（本則課税）」での申告となりますので銚子税務署にご相談ください。

● 国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」で、消費税の申告書も作成することが出来ます。アドレスは、「<http://www.nta.go.jp>」

● 消費税の申告と納税は、3月31日(金)までです。

● 消費税の納税も便利な「口座振替」をご利用ください。（所

得税とは別に申込みが必要ですよ）

【問い合わせ】

● 所得税、消費税の確定申告のことは：銚子税務署 ☎0479-22-1574

● 市県民税のことは：匝瑳市税務課市民税班 ☎73-0087、匝瑳市野栄総合支所税務室 ☎67-3113

軽自動車の変更手続き

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されますので、名義変更や廃車手続きは、早めに届け出てください。

● 125cc以下のバイク、農耕作業用等小型特殊自動車：市役所税務課 ☎73-0087、総合支所税務室 ☎67-3113へ

● 125cc超のバイク：関東運輸局千葉運輸支局 ☎043-242-7337へ

● 軽四乗用自動車、軽四貨物自動車：軽自動車検査協会千葉事務所 ☎043-245-0163へ



申告書相談会日程表

各種相談	日程	時間	会場	対象
申告書作成相談会	2月9日(木)	9:30~12:00 13:00~15:30	ふれあいセンター 2階 会議室	所得税・事業税・住民税申告 (譲渡所得者は除く)
税務署員の出張相談	2月17日(金) 2月20日(月) 2月21日(火) 2月24日(金) 2月27日(月) 3月2日(木)	9:30~12:00 13:00~15:30	ふれあいセンター 2階 第3会議室	譲渡所得のある方は、 2月17日(金)・2月24日(金) 2月27日(月)・3月2日(木) にご相談ください。
税理士による 無料相談会	2月23日(木) 3月1日(水) 3月2日(木) 3月3日(金) 3月6日(月)	9:30~12:00 13:00~15:30	ふれあいセンター 2階 第3会議室	所得300万円以下の事業者が対象 (医師、弁護士、譲渡所得者は除く)
申告相談・受付	2月16日(木) 3月15日(水) (土・日は閉庁)	9:00~12:00 13:00~16:00	相談は、 ・ふれあいセンター ・野栄総合支所会議室 提出のみは、 ・税務課窓口 ・総合支所税務室窓口	譲渡所得のある方は、税務署員の出張相談日にご相談ください。
日曜申告相談・受付	2月19日(日) 3月5日(日)	9:00~11:00 13:00~16:00	・ふれあいセンター ・野栄総合支所	譲渡所得者、消費税申告は除く

※混雑時は相談の受け付けを早めに切り上げる場合がありますのでご了承ください。

※今年の相談会場は、今までの「市役所3階会議室」から「市民ふれあいセンター」となっていますので、ご注意ください。